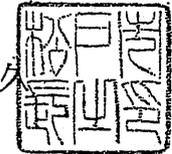


建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 52 条第 7 項第 1 号の規定に基づき、本市都市計画審議会の議を経て、同項本文の規定による容積率の緩和規定を適用できない区域を次のように指定した。その関係図書は、松戸市都市整備本部都市緑花担当部建築指導課に備えて縦覧に供する。

平成 14 年 12 月 27 日

松戸市長 川 井 敏



指定した区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域